

地域福祉計画

(社会福祉事業法の改正)

山崎 孝

市町村地域福祉計画は、住民や社会福祉関係者の意見を踏まえ、市町村の判断により策定される計画である。

[目的]

- サービス基盤の整備の総合的・計画的な推進
- 地域福祉権利擁護、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備の促進
- 住民の自主的な活動と公的サービスの連携

併せて、市町村の地域福祉を支援するため、都道府県の判断による都道府県地域福祉支援計画の策定を法的に位置づける。

① 具体的内容

(ア) 市町村地域福祉計画

事 項	具 体 例
福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供 ・ 地域福祉権利擁護事業や苦情対応窓口を活用するための関連機関への紹介等
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的サービスとインフォーマルなサービスとの連携に関する事項 ・ 福祉サービス確保の目標量 ・ その確保の具体的方策
地域における社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に必要な情報の入手や技術の修得に関する支援策 ・ 拠点確保の支援策

(イ) 都道府県地域福祉支援計画

事 項	具 体 例
市町村の地域福祉の推進の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の区域を超えて確保を行うことが必要な福祉サービスの目標量 ・ その確保のための具体的方策
社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業に従事する者を確保するための養成研修及び従事する者の知識・技術向上のための研修、情報提供等
福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価事業の推進 ・ 地域福祉権利擁護事業や苦情解決制度などの実施体制確保に関する事項

② その他

- 国は、計画策定を支援するため、ガイドラインを示す。
- 円滑な施行に必要な準備期間を設ける（平成15年4月1日施行）。

地域福祉計画の事務処理予定（案）

地域福祉計画	
平成11年度	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域福祉計画に関する調査研究事業 （高齢者・障害者福祉基金） ～基礎的調査研究 ○基礎的調査研究委員会の設置 ○実態調査の実施 </div>
平成12年度	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域福祉計画にかんする調査研究事業 （高齢者・障害者福祉基金） ○委員会の設置 ○計画内容の検討 ○モデル地区選定 </div>
平成13年度	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域福祉計画調査研究事業 （高齢者・障害者福祉基金） ○計画内容の検討・まとめ ○モデル地区実施状況まとめ ・予算化（補助金）又は交付税要望の検討 </div>
平成14年度	厚生省での検討 （審議会 or 検討会）
	・計画策定の際参考となる指針の通知 （策定準備）
平成15年度	（策定） ・改正法施行（計画部分）

7/24
合和物
10-1

平成12年度地域福祉計画に関する調査研究事業について

1 実施主体

全国社会福祉協議会（社会福祉・医療事業団の助成（高齢者・障害者福祉基金）を受けて実施）

2 事業目的

本調査研究事業は、地域福祉計画が社会福祉法に位置付けられることを踏まえ、都道府県、市町村の計画策定の取り組みに資するよう、厚生省の検討等と連携し、地域福祉計画策定のためのマニュアル及びそのガイドライン等について研究するものである。

昨年度は、各市町村の現状の社会福祉に関する計画及び関係領域の計画についてその研究を行ったが、本年度は、特に住民の地域福祉への参加促進を図る観点から「地域福祉計画」の枠組みや策定手法等について調査研究を行う。

3 事業内容

(1) 地域福祉計画に関する調査研究事業企画委員会の設置

本調査研究事業の企画、評価を行う企画委員会を設置し、円滑な調査研究を進める。

(2) 課題別調査研究委員会の設置

課題別に研究委員会を設け、具体的な研究を行う。

ア「地域福祉計画のあり方研究委員会」

イ「住民参加をすすめる策定手法の研究委員会」

ウ「モデル事業評価委員会」

(3) 市町村における「地域福祉計画」策定に関するモデル事業（4地域）

モデル市町村を指定し、モデル的な地域福祉計画の策定に取り組む。

(4) 都道府県地域福祉支援計画の状況調査の実施

都道府県レベルでの福祉関係の計画の策定状況と内容、地域福祉の推進を支援する取り組みの状況について調査を行う。

○ 社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会^{（一）}開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50